

「平成31年度岐阜県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見

住所又は所在地	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1
氏名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)	全岐阜県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤圭三
連絡先 (※いずれか一つ で結構です)	電話番号 058-370-6867
	F A X
	電子メールアドレス
ご意見	
<p>※該当箇所(条項等)を明記した上でご意見ください。</p> <p>該当箇所：P2(2)実施機関、人員について</p> <p>意見：この意見は毎年出させていただいております。食の安全・安心は県民のくらしの基礎であり、食品安全行政を担当する部局の人員と施策予算について、これまでより水準を下げることの無いよう要望します。</p> <p>該当箇所：P4 食品衛生法等の一部を改正する法律</p> <p>意見：今回の食品衛生法の改正は、非常に大きな意味を持っていると思います。この計画の中でも箱書きにして法律のポイントを明記いただいたことは有意義だと思います。ただ、もう少しひとつひとつのポイントの解説が必要ではないでしょうか。この改正は消費者にとっても大きな影響があると考えます。</p> <p>該当箇所：P9 (2) HACCP 導入の推進</p> <p>意見：この法律改正に基づく制度化は、事業者のみなさんに大きな影響を与えると受け止めています。特に中小規模の事業者には大きな負担となると思います。食品等事業者団体が業種別手引書を作成しますが、県としてもぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。</p> <p>該当箇所：P12 (2) 重点監視事項</p> <p>意見：今回、アニサキスによる食中毒対策が新たに入りましたが、昨年あった腸管出血性大腸菌食中毒対策が削除されました。食品衛生法の改正の一番目「広域的な食中毒事案への対策強化」の中でも、平成29年度夏に関東を中心に発生した食中毒事案における課題をふまえています。削除すべきではないと考えます。</p> <p>該当箇所：P13 (2) 重点監視事項</p> <p>意見：昨年は計画に項目としてあがっていた⑤廃棄食品の不正流通防止と⑥「こども食堂」</p>	

の衛生管理についての助言指導が削除されています。廃棄食品の不正流通防止については、昨年岐阜県食品安全行動基本計画（3期）との対照表（P18）に項目としてあがっていた「弁当屋等の立入検査実施数が、平成31年度計画の対照表（P19）から削除されています。監視が弱まることに不安を持ちます。また、「こども食堂」については、昨年の「パブリックコメントに寄せられた意見及び対応」で「具体的な取り組み内容を検討するにあたり、頂いた意見を参考とさせていただきます。」「今後、本計画に基づいて実態把握を進め、食品の衛生的な取扱いにかかる助言指導を実施します。」と回答をいただいています。この点は具体的に進捗したのでしょうか。

該当箇所：P14（2）輸入加工食品の残留農薬検査

意見：日欧EPAが発効しました。他にも対米FTA交渉や、TPP11など、食品輸入の増加が想定される中で、県民が安心して食生活を送れるよう食品安全行政の強化を期待します。輸入食品については、この項で記述されていますが、検査数50など前年度計画からの変更はありません。輸入品の種類や数量の増加に対して十分な計画なのか検討が必要だと思います。ただし、対応としては残留農薬検査だけではないと思われます。

該当箇所：P16（8）東日本産農畜水産物等の放射性物質検査

意見：試験検査の中で、この項目のみ検査数が80から25に減少しています。この間の検査でほぼ不検出という結果はでておりますが、検査数を減らすのであればその理由を明記すべきではないでしょうか。

該当箇所：P18 4 リスクコミュニケーション（消費者等への普及啓発と関係者間の意見交換等）の推進

意見：昨年までの計画と比較すると、この部分の取り組みが弱くなっていないかと危惧します。今回の計画は、HACCP導入の推進に相当力点をおいている関係で、この消費者対応の部分が相対的に弱くなっていないでしょうか。また、食品衛生法の改正については、消費者もしっかり情報を得るべきだと思います。そのセミナー等の開催も検討をお願いします。

該当箇所：用語について

意見：今回の計画で新たに表記された用語でわかりにくいものがあります。具体的には以下の用語です。「広域連携協議会」（P3）、「HACCPに基づく衛生管理」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」（P9）、「食品保健総合情報処理システム」（P10）、「非許可業種」（P13）等について用語解説が必要ではないかと思えます。

【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
岐阜県生活衛生課 行
- (2) FAX 058-278-2627
- (3) 電子メール c11222@pref.gifu.lg.jp